五、当会ノ決

六、解決ノ状

同六月廿日会社ヲ勧告シ来ル八日代表会見

交渉ノ上覚書作成円満解決ス

一、会社ハ争議団ノ即時引揚ヲ承認ス

一、従業員ノ解雇人員ヲ限定シ採用申込書ヲ提出スルコト、

ニ依リ採用スルコト

一、職工ハ旧来ノ如ク通勤シ争議ノ結果ハ従業員ノ責任（同上）

ヲ承認ス

一、会社ハ今般ノ争議ニ依リ十日間ノ休業ヲ補償シ採用ノ件ハ

当ノ事トス、

一、従業員ノ失職之保険ニ付廿ノ労働者ハ労働組合ノ名ニテ相

対シ之ノ協定ヲ交スモノトス

⑨近鉄鋳工場（六二一一、六七）

所在地　橘樹郡川崎町川口一八五八、

労働者　一八名ノ内女工三名

主ナル製品　鋳造

原因及経過

本工場ハ労働者ノ従業員ハ総同盟ニ加盟シ居リ労働者側ニ不利ナリト

以テ本組合ハ総同盟ノ勧告ニ依リ労働協約ヲ結ビ解決セリ

以上ニ基キ六月一日労働条件ヲ要求シ工場

主トシテ要求書ヲ提出セシム

要求条件

一、就業時間ヲ十時間トセラレタシ

二、全員ニ対シ日給一割即時値上

三、公傷ノ場合ハ日給ノ全額ヲ支給セラレタシ

東京府[illegible]川崎[illegible]

[illegible]

財團法人協調會